

吹田市病児・病後児保育事業
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る受入れ基準

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年（2020年）3月16日から以下の取り扱いとしてきましたが、6月15日以降、受入れ基準は維持しつつ、かかりつけ医が新型コロナウイルス感染症の可能性が極めて低いと考えた患児に関しては、各病児・病後児保育室が入室を検討することとします。

入室にあつては、各施設によって対応が異なる可能性があるため、必ず事前に利用を希望する施設に連絡してください。

また、利用にあつては、保護者は「新型コロナウイルス感染症関連調査票」を記入し、医師連絡票とともに病児・病後児保育室に提出してください。

現状では、標準予防策が取りにくい状況にあり、検体採取をすることが非常に困難です。よって、検査を求めて複数の医療機関を受診することはお控えください。

番号	病名・症状	判定	備考
1	感冒・感冒様症候群	不可	原因を特定していない場合
2	インフルエンザ	可	原因菌が明確な場合は受入れ可能。
3	溶連菌感染症		
4	咽頭結膜炎（アデノウイルス）		
5	気管支炎		
6	肺炎	不可	原因及び原因菌が明確な場合は受入れ可能。
7	喘息		
8	喘息様気管支炎		
9	扁桃腺炎		
10	クループ		
11	感染性胃腸炎		
12	結膜炎		
13	突発性発疹症		
14	細菌性腸炎	条件付きで可 （確定診断が出ていること）	細菌培養による原因菌の確定、迅速診断によるウイルスの確定ができている場合は受け入れは可能。
15	ウイルス性胃腸炎		
16	とびひ	可	
17	ヘルパンギーナ		
18	手足口病		
19	ムンプス		
20	水痘		
21	その他	条件付きで可 （確定診断が出ていること）	<病名不明の時> は受け入れを行わない <u>各検体検査で診断を得られていれば、受け入れ可能。</u>

令和2年（2020年）6月12日